

# 印西市災害廃棄物処理計画 改定 【概要版】

## 1 基本的事項

### 1. 計画の目的

本計画は、印西市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、本市における平常時の災害対策と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

### 2. 想定する災害

本計画では、地域防災計画で想定された地震災害及び水害、土砂災害を対象とする。

表-1 本計画で対象災害の被害想定

| 対象災害 |             | 建物被害    | 土砂災害警戒区域箇所数 | 土砂災害警戒区域面積 |
|------|-------------|---------|-------------|------------|
| 地震   | 印西市直下の地震    | 7,051 棟 | —           | —          |
|      | 千葉県北西部直下地震  | 4,219 棟 | —           | —          |
|      | 大正型関東地震     | 6 棟     | —           | —          |
| 水害   | 利根川氾濫       | 7,315 棟 | —           | —          |
|      | 高崎川・印旛沼流域氾濫 | 103 棟   | —           | —          |
|      | 手賀川・手賀沼氾濫   | 133 棟   | —           | —          |
|      | 全河川氾濫       | 7,316 棟 | —           | —          |
| 土砂災害 | —           | 250 箇所  | 131.57 ha   |            |

### 3. 対象とする災害廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、片付けごみや損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）にともない排出される廃棄物、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理が必要となる。災害時に発生する廃棄物を表-2 に示す。

表-2 災害時に発生する廃棄物

|                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活ごみ: 家庭から排出される生活ごみ                                                                                                          |
| 避難所ごみ: 避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等                                                                                           |
| し尿: 仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水                                                                                          |
| 災害廃棄物                                                                                                                        |
| ①可燃物/可燃系混合物、②木くず、③畳・布団、④不燃物/不燃系混合物、⑤コンクリートから等、⑥金属くず、⑦廃家電(4品目)、⑧小型家電/その他家電、⑨事業者が排出する腐敗性廃棄物、⑩有害廃棄物/危険物、⑪廃自動車等、⑫その他、適正処理が困難な廃棄物 |

### 4. 災害廃棄物の処理主体及び各主体の役割

発災後、各主体の役割を明確にし、災害廃棄物を速やかに処理することを目指す。

表-3 各主体の役割

|          |                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 印西市      | ・災害廃棄物は、組合の施設で処理することを基本とするが、組合の施設での処理が困難と判断される場合は、県内の他市町村等の施設での処理に向けた調整を県に要請する。 |
| 環境整備事業組合 | ・災害廃棄物又はし尿の適正かつ円滑・迅速の処理を実施する。                                                   |
| 衛生組合     | ・災害廃棄物の分別、収集運搬に係る助言を行い、本市と連携して災害廃棄物の処理を実施する。                                    |
| 住民・町内会等  | ・災害廃棄物の排出時における分別の徹底等を行い、適正かつ円滑・迅速な処理に積極的に協力する。                                  |

## 2 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

### 1. 災害廃棄物処理体制

発災時の災害廃棄物対策組織として、対策本部環境経済部環境衛生班に災害廃棄物処理に関する各担

当を設置する。災害廃棄物処理は大規模な災害の発生に伴い新たに発生する業務であるため、庁内の関連部署から人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織する。

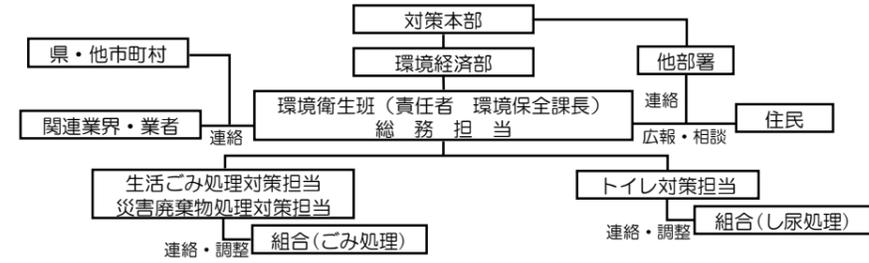


図-1 災害廃棄物対策組織

### 2. 住民への広報・啓発

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行う。

表-4 広報手段

| 対応時期     | 発信方法                                                         |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 庁内各課     | 庁内放送、庁内電話、庁内電子メール、庁内 Web 等                                   |
| 一般住民、被災者 | 防災行政無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報紙、チラシ、報道機関、ホームページ、SNS、携帯アプリ等 |
| 各関係機関    | 防災行政無線、電話、FAX、電子メール等                                         |
| 報道機関     | 電子メール、電話、FAX、文書、会見等                                          |

## 3 災害廃棄物対策

### 1. 災害廃棄物の発生量

対象とする災害における建物被害を基に災害廃棄物発生量を推計した。印西市直下の地震で約 46 万 t、利根川氾濫で約 60 万 t、土砂災害で約 3 万 t の災害廃棄物が発生する推計結果となった。

表-5 災害廃棄物発生量の推計結果

| 対象災害     | 災害廃棄物発生量 |          |           |              |          |         |          | 合計        |
|----------|----------|----------|-----------|--------------|----------|---------|----------|-----------|
|          | 柱角材      | 可燃物      | 不燃物       | コンクリート<br>がら | 金属       | その他     | 土砂       |           |
| 印西市直下の地震 | 21,922 t | 73,135 t | 112,742 t | 230,022 t    | 29,235 t | -       | -        | 467,056 t |
| 利根川氾濫    | 12,551 t | 26,443 t | 427,237 t | 59,932 t     | 3,702 t  | 3,517 t | 72,425 t | 605,805 t |
| 土砂災害     | -        | -        | -         | -            | -        | -       | -        | 27,366 t  |

### 2. 災害廃棄物の分別

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止のために非常に重要である。また、復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、そのため、災害廃棄物は搬入時から可能なかぎり種類別に分別して保管する。図-2 は災害廃棄物の分別種類例である。

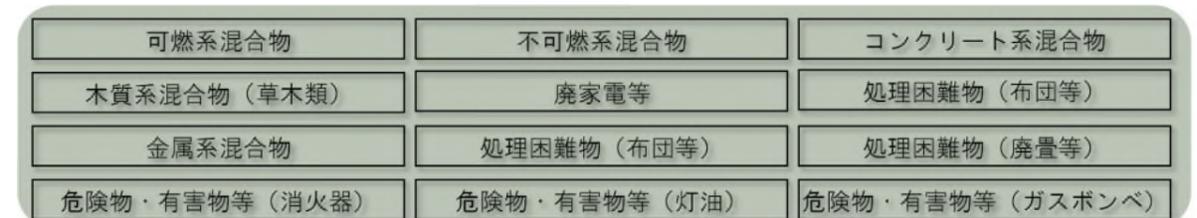


図-2 災害廃棄物の分別種類（例）

#### 4. 処理フロー

災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、処理フローを設定する。各種検討結果を踏まえて設定した本市における処理フロー（印西市直下の地震）を図3に示す。

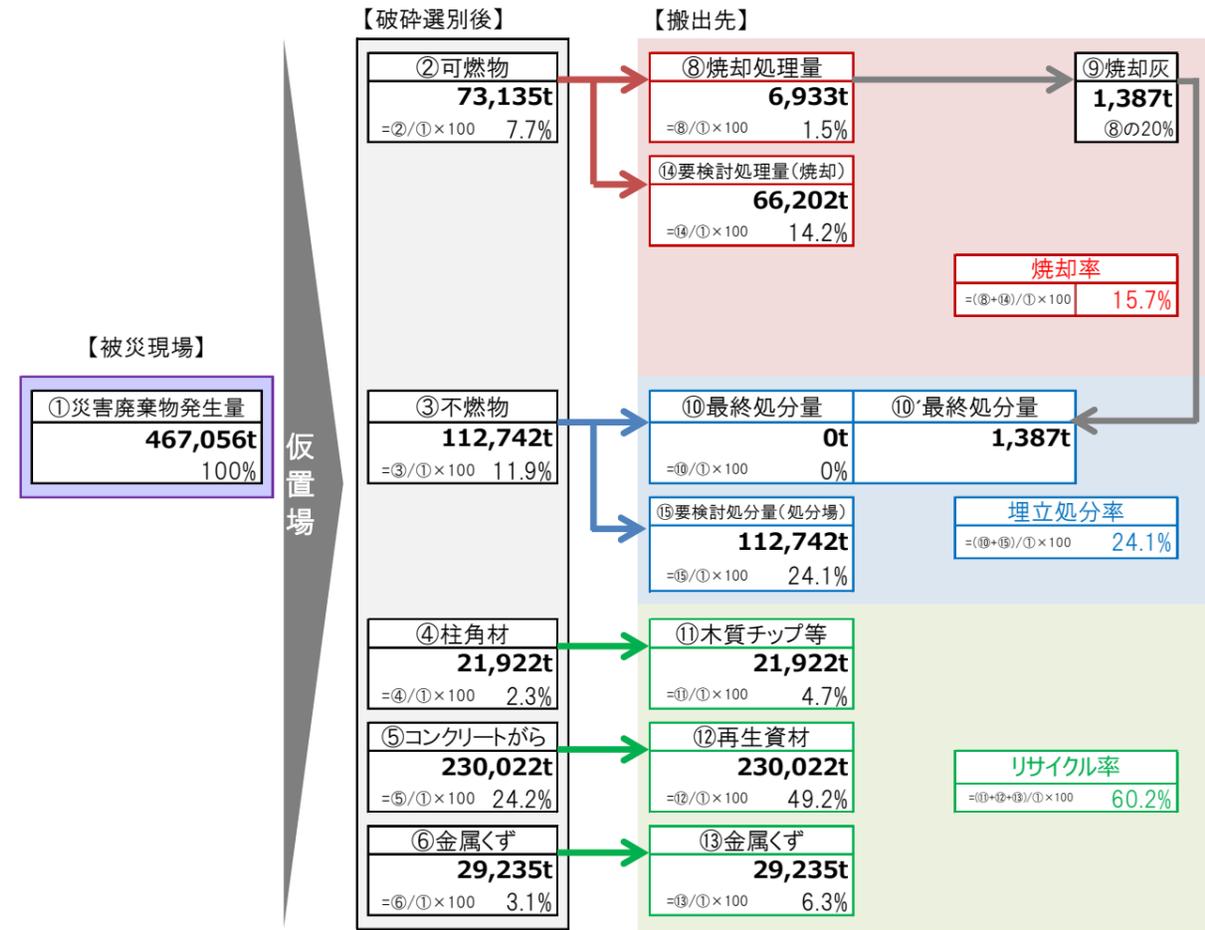


図-3 災害廃棄物の処理フロー（印西市直下の地震）

#### 4. 思い出の品等への対応

所有者にとって価値が認められる思い出の品については、災害廃棄物が搬入された地域を可能な範囲で特定できるようにして集約し、所有者に返還できるよう広報する。思い出の品の取り扱いを表8のとおりとする。

表-6 思い出の品の取扱い

| 項目      | 内容                                                         |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 品目      | 写真、位牌、賞状、アルバム、手帳等                                          |
| 持主の確認方法 | 公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法                                    |
| 回収方法    | 仮置場や災害廃棄物の撤去現場等で発見された場合はその都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。 |
| 保管方法    | 泥や土が付着している場合は洗浄して保管                                        |
| 運営方法    | 地元雇用やボランティアからの支援等                                          |
| 返却方法    | 基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡し可。                           |

#### 6. 損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任において行うものであるが、被害規模等により災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊及び半壊家屋の解体を実施できる場合がある。解体撤去の実施手順フローを図-4に示す。

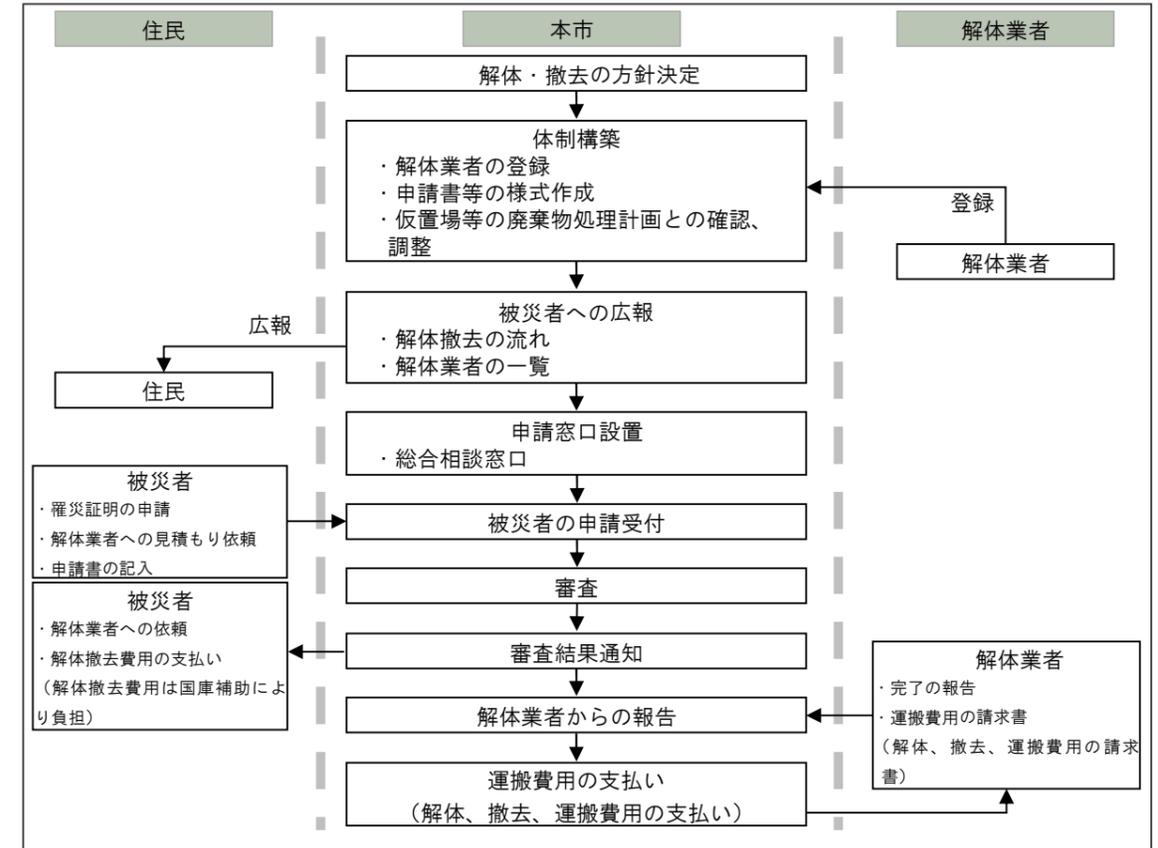


図-4 解体撤去の実施手順フロー（例）

#### 7. 避難所ごみ・生活ごみ

生活ごみについては、平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行った上で、腐敗性の高い食品残渣等を優先して回収する。

避難所ごみについては、発災直後に避難所は混乱していると考えられ、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、避難所ごみの分別例及び留意点を参考に、被災状況、避難者数を考慮し、排出ルールを決定する。

#### 9. 仮置場

災害廃棄物の大量発生が予想される場合は、仮置場を設置する。被災者による被災家屋からの災害廃棄物の搬出は、避難解除、警報解除等により、一斉に始まることが想定されるため、発災時には被災状況を直ちに把握した上で、関係機関と調整し、仮置場の選定を速やかに行う。住民への周知については前述の広報手段活用し、速やかに仮置場の場所や開催日時等情報を周知する。